

総 財 交 第 9 号
令和 2 年 2 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣
(公 印 省 略)

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の
施行について（通知）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 号）が本日公布、施行されました。

この法律の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 地方財政の状況等に鑑み、令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として 6, 495 億 8, 082 万円を加算するとともに、当該加算額に相当する額について、令和 3 年度から令和 12 年度までの各年度における地方交付税の総額から 649 億 5, 808 万 2 千円をそれぞれ減額すること。
- 2 令和元年度に発生した災害等に対応するため、同年度分の地方交付税の総額を 950 億円増額し、その全額を特別交付税とする特例を講じること。
- 3 令和元年度における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、同年度分の震災復興特別交付税について 504 億 1, 960 万 8 千円を加算すること。